

事業計画変更承認申請手続について

(農地法の申請許可後に事業内容等の変更があった場合)

1. 申請前にしておかなければならない手続き

(1) 土地の登記事項の整備

- ・相続登記をしていない場合 → 相続登記
- ・住所変更登記をしていない場合 → 変更登記
※登記が間に合わない場合は、戸籍の附票等で住所の移転が分かるようにしてください。
- ・分筆、合筆又は地積訂正を必要とする場合 → 表示登記

(2) 農用地区域内で例外規定に該当する転用の場合

農業振興地域整備計画でも事業計画変更の手続きが必要です。(窓口：農林課)

(3) 事業承継者が農業者年金を受給しているか否かの確認

事業承継者が農業者年金を受給している場合、年金の受給が停止されることがあるので、事前に確認してください。

2. 申請に必要な書類等

(1) 事業計画変更承認申請書…… 1 件につき 1 部

- ・指定様式は農業委員会事務局にあります。
- ・必要事項を記入し、申請者の欄に署名押印（認印で可）してください。
- ・左右の枠外上部に捨印を押してください。

(2) 申請土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（最新のもの）…… 1 筆につき 1 通

※法務局で交付を受けてください。

(3) 申請者が法人の場合

- ・法人の登記事項証明書…… 1 部
- ・定款（原本証明付）…… 1 部

ウ. 更正図の写…… 1 部

- 申請地および周辺土地の地番と利用状況（地目）を記入すること。
- 更正図の縮尺と方位を記入すること。
- 申請地を着色等によりわかりやすく示すこと。

エ. 申請地の位置を明示した住宅明細図と 10000 分の 1 程度の縮尺の地図の写 1 部

- 方位を記入すること。
- 申請地を着色等によりわかりやすく示すこと。

オ. 施設配置図（利用計画図）…… 1 部

- 建築しようとする建物または施設の配置を示すこと。
- 宅地拡張の場合も既存の建物配置を示すこと。
- 資材置場の場合は資材種類・量および配置を示すこと。

- 駐車場の場合は駐車区画及び台数を示すこと。
- 図面の縮尺および方位を記入すること。
- 申請地を着色等によりわかりやすく示すこと。
- カ. 建築物を建築する場合は、その各階平面図…………… 1部
 - 建物の建築面積および各階の面積を記入すること。
- キ. 資金調達についての証明書類…………… 1部
 - (1) 複数箇所から資金調達を行う場合
 - ・ 資金計画申出書に調達先及び金額等を記載
 - (2) 金融機関又は勤務先事業所等の融資を受ける場合
 - ・ 融資証明書又は申込先の受付印等がある融資申込書の写し
 - (3) 自己資金の場合
 - ・ 預貯金の残高証明書又は通帳の写し等。(現金の提示や写真は不可)
 - (4) 公共事業に伴う補償費の場合
 - ・ 契約書の写し
- ク. 資材置場又は駐車場の場合は、資材置場及び駐車場に係る農地転用許可申請に係る調査 (様式は農業委員会事務局にあります。) …………… 1部
- コ. 植林の場合は、苗木を注文している事の証明書…………… 1部
- サ. 申請地が土地改良区の地区内にある場合は、土地改良区の意見書
- シ. 農地法以外の法令により許認可、届出等が必要な場合は、その手続きを経ていることを証する書類 (許認可申請書の写し等)

※なお、案件ごとに判断し、場合によっては適宜添付書類を求める事があります。

3. 許可申請書の記入要領

- (1) 事業の目的等の変更で当初計画者のままの場合は、承継者欄は空白にすること。
- (2) 「1」欄の記載について
 - 「氏名」「住所」は、住民票に記載されている正式なものを記入すること。
「新潟県」は省略しても可。
 - 「職業」は、農業の経営主で他に職業を持っている場合は「〇〇業兼農業」と記載すること。経営主以外の農業従事者は、主たる職業を記載すること。
- (3) 「2」欄の記載について
 - 「土地の表示、地番」は、全部事項証明で確認し、正確に記入すること。
- (4) 「3」の欄の記載について
 - 当初予定していた「転用目的」、「事業期間」等の内容とどのように変更するのか当初予定と併記し、内容を具体的に記載すること。
資材置場は資材の内容を具体的に記載すること。
駐車場は、自動車の種類、台数を記載すること。
植林は木の種類と本数を記載すること。
宅地を拡張する場合は冬期夏期の利用状況も記載し、農地でなくなることを明ら

- かにすること。「家庭菜園」・「雪捨て場」単独としての申請は許可にならない。
- (5) 「4」欄の記載について
○当初の計画に従って進めた事業の進捗状況を詳細に記載すること。
- (6) 「5」の欄の記載について
○当初事業計画がどうして出来なくなったのか具体的な理由を詳細に記載すること。
- (7) 「6」の欄の記載について
○事業承継者が何故申請地が必要なのかを詳細に記載すること。
- (8) 「7」の欄の記載について
○①の事由は、どのような事業をするのか事業計画の詳細を記載すること
○②の建物の「所要面積」は、建物の必要最小限の面積を記入。
宅地を拡張するだけで建物を建築しない場合も、現在の建物の建築面積、所要面積を記載すること。
増築の場合は増築後の全体の建築面積、所要面積を記載すること。
○「土地利用の面積」は、宅地拡張など、農地以外の土地と一体で使用して事業を行う場合は、「他」の欄に農地以外の面積を記入し、全体計画がわかるようにすること。
○建物建築で、土地利用面積が所要面積の計を超える場合は、庭園、駐車場、露天作業場など、残地の具体的な用途を①②の中で明らかにすること。
また、雪捨て場など季節限定の用途では許可にならない。
○農地法以外の法令による許認可、届出等を伴う場合はその関係法令名と手続きの進捗状況を記載すること。また、同時に農地法の申請があった場合はその旨を記載すること。

4. その他

- 転用内容が特殊なもの、又は大規模転用案件(3,000㎡以上の開発行為)にあつては添付書類が別途必要になりますので、事前に農業委員会事務局まで確認してください。
- なお、案件ごとに判断し、場合によっては適宜添付書類を求める事があります。

5. お問い合わせ

【十日町市農業委員会 各事務所】

本局	〒949-8501	十日町市千歳町3丁目3	TEL 7 5 7 - 3 2 8 6
川西事務所 (川西支所)	〒948-0192	十日町市水口沢12	TEL 7 6 8 - 4 9 5 1
中里事務所 (中里支所)	〒949-8492	十日町市上山己2133	TEL 7 6 3 - 2 5 1 5
松代事務所 (松代支所)	〒942-1592	十日町市松代3252-1	TEL 5 9 7 - 2 2 2 2
松之山事務所 (松之山支所)	〒942-1492	十日町市松之山1597-2	TEL 5 9 6 - 3 1 3 2